REACH 規則附属書 XVII に PAHs18 物質を追加する改正案を通知

The Knights

2024 年 5 月 27 日、欧州委員会は、多環芳香族炭化水素(PAHs)18 物質に関して、REACH 規則の附属書 XVII に追加する規則案を世界貿易機関(WTO)に通知しました。

PAHs の多くは発がん性や、難分解性、生物蓄積性、毒性(PBT)等の性質を持つ有害物質です。PAHs はすでに REACH 規則附属書 XVII のエントリー50 に収載されていますが、今回新たにエントリー50a を導入し、下表に示す 18 種の PAHs を合計で 50mg/kg(0.005%)を超えて含有するクレー射撃の標的の上市や使用を禁止する内容となっています。

名称	CAS No.
(a)　アセナフテン	83-32-9
(b)　アセナフチレン	208-96-8
(c)　アントラセン	120-12-7
(d)　ベンゾ(a)アントラセン	56-55-3
(e)　ベンゾ(a)ピレン	50-32-8
(f)　ベンゾ(b)フルオランテン	205-99-2
(g)　ベンゾ(e)ピレン	192-97-2
(h)　ベンゾ(g,h,i)ペリレン	191-24-2
(i)　ベンゾ(j)フルオランテン	205-82-3
(j)　ベンゾ(k)フルオランテン	207-08-9
(k)　クリセン	218-01-9
(l)　ジベンゾ(a,h)アントラセン	53-70-3
(m)　フルオランテン	206-44-0
(n)　フルオレン	86-73-7
(o)　インデノ(1,2,3-cd)ピレン	193-39-5
(p)　ナフタレン	91-20-3
(q)　フェナントレン	85-01-8
(r)　ピレン	129-00-0

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料　2024 年 5 月 27 日付　欧州委員会(英文)

有機分析箇所　金井佑生

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。
特定建築物における水質検査:https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf

お問合せはこちら